

団体建物契約特約

(特約の内容)

第1条 この特約は、団体（注1）が、その所有かつ占有する建物（注2）及び建物内の動産（注3）を共済保険の目的として契約する場合の取扱いについて定めたものである。

（注1） 団体

原則広島県内の勤労者によって組織された労働組合、社員会、親睦会又は互助会などの団体をいい、企業法人は除く。

（注2） 所有かつ占有する建物

共済保険契約者である団体が事務所として使用している建物であり、営業用の店舗、倉庫及び車庫は除く。

（注3） 建物内の動産

共済保険契約者である団体が事務所内で使用する器具、備品及び什器とし、共済保険の対象としない範囲はこの特約が附帯される普通共済保険約款（以下「普通共済保険約款」という。）第1条を準用する。

(共済保険金)

第2条 普通共済保険約款第2条第1項第1号の火災共済保険金については、建物及び家財ごとに、それぞれの焼損区分に応じ、下表に定める金額を支払う。

<建物・家財>

焼損区分	共済保険金の額
全焼損 焼損割合 70%以上	損害修復費用の実損額。ただし、1回の事故につき、共済保険証券記載の共済保険金額を限度とする。
半焼損A 焼損割合 50%以上70%未満	損害修復費用の実損額。ただし、1回の事故につき、共済保険証券記載の共済保険金額×80%を限度とする。
半焼損B 焼損割合 20%以上50%未満	損害修復費用の実損額。ただし、1回の事故につき、共済保険証券記載の共済保険金額×60%を限度とする。
一部焼損 焼損割合 20%未満	損害修復費用の実損額。ただし、1回の事故につき、共済保険証券記載の共済保険金額×30%を限度とする。

2 普通共済保険約款第2条第1項第10号の地震・噴火・津波による損害共済保険金については、損害修復費用の実損額を支払う。ただし、1回の事故につき、次の(1)又は(2)のうち小さい額を限度とする。

(1) 共済保険証券記載の共済保険金額×20%

(2) 500万円

3 普通共済保険約款第2条第1項の共済保険金のうち次に掲げる共済保険金については、支払わない。

(1) 臨時費用共済保険金

(2) 水濡れ損害共済保険金

(3) 水道管等凍結破裂損害共済保険金

(4) 失火見舞共済保険金

(5) 物置、納屋、土蔵の全半焼見舞共済保険金

(6) 風呂の空焚き見舞共済保険金

(7) 死亡弔慰共済保険金

4 普通共済保険約款第2条第1項の共済保険金のうち次に掲げる共済保険金については、普通

共済保険約款第2条の規定を準用して支払う。

- (1) 風水雪害共済保険金
- (2) 車両飛び込み損害共済保険金

(共済保険金を支払わない場合)

第3条 共済保険金の支払事由が発生した場合に、共済保険契約者である団体の代表者（その代表権を有する者が複数のときは、その各人とする。以下同じ。）又は当該団体に所属する者の故意若しくは重大な過失があるときは、これを共済保険契約者である団体の故意又は重大な過失とみなし、普通共済保険約款の共済保険金を支払わない場合の規定を適用する。

- 2 前項のほか、共済保険金の支払事由が発生した場合に、共済保険契約者である団体の代表者又は当該団体に所属する者の犯罪行為があるときは、共済保険金を支払わない場合がある。

(共済保険契約者としての告知義務)

第4条 共済保険契約の締結の際、それぞれの申込書にその団体の代表者として記名・押印した者又はその団体の役職員で保険契約者としての団体の職務を代行する権限を与えられている者が行なう告知は、普通共済保険約款に定める共済保険契約者の告知とみなす。

(報告の義務)

第5条 共済保険契約者は、当会が共済保険契約の維持又は共済保険金の給付上必要な事項について報告を求めたときは、遅滞なく報告しなければならない。

(共済保険料)

第6条 団体建物契約特約の共済保険料は、普通共済保険約款第10条の規定にかかわらず、この特約を附帯する場合、共済保険料の払込は年払とする。

附 則

1. この特約は、この法人の移行（設立）の登記の日（平成26年4月1日）から施行する。